

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第8回）

放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第5回）

合同会合 議事概要

1. 日 時：令和元年7月30日（木）10時30分～11時30分

2. 場 所：AP虎ノ門11階 Aルーム

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員

<検証・検討会議オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

<ワーキンググループ構成員等>

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、池田構成員（テレビ東京）、江口専任部長（NHK）、遠藤構成員（全国地域映像団体協議会）、後藤構成員（日本テレビ）、笹平構成員（日本動画協会）、清水構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、高畠構成員（TBS）、田嶋構成員（日本民間放送連盟）、告坂構成員（日本動画協会）、中町構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、西牟田構成員（フジテレビ）、野瀬構成員（テレビ朝日）、安田構成員（日本ケーブルテレビ連盟）、山口構成員（衛星放送協会）

<総務省>

吉田情報流通常行政局長、吉田大臣官房審議官（情報流通常行政局担当）、湯本情報流通常行政局総務課長、三島情報流通常行政局情報通信作品振興課長、市川情報流通常行政局情報通信作品振興課課長補佐

4. 議事

- (1) 事務局より、資料1から資料4に基づき、パブコメ結果及びガイドライン改訂案について説明が行われ、続いて意見交換が行われた。
- (2) ガイドライン改訂案について承認され、後日総務省より報道発表することが合意された。

5. 構成員等からの主な意見

- ガイドラインは出している相手方がどうコミットするかが重要であり、その対象となる当事者は、自主行動計画を策定してコミットすることを明言することで初めて自主的な取り組みを実施したことになろうかと思う。対象となる当事者においては、本ガイドラインについてぜひコミットメントを発表していただくことを期待。

- 放送事業者は非常に公共的な役割を担っていることから、本ガイドラインを掲げて、より一層透明性の高い放送コンテンツづくりが進められることを期待。
- 今般ガイドラインがとりまとまり一安心したが、これをどのように使っていくかということを今後考えていかなければならない。
- 改訂案に寄せられた意見には、ガイドラインの対象外のご意見もあるよう思うが非常に切羽詰まった内容のものが多数あるようにもうかがえた。今回改訂されたガイドラインを積極的に活用、運用して、実効性あるものにしていくことで、当ガイドラインの意義・価値が高まることを期待。
- 今回のガイドライン改訂では、書面の作成、発意と責任、問題となり得る事例というところをかなり意識的に盛り込んだ内容となり、いろいろな議論があったがあるべき方向性に落ち着いたのではないか。運用面では、下請取引でないから書面は要らないと割り切るのではなく、取引当事者間で真摯に協議し、双方にとって望ましい権利義務関係の明確化を意識していくことが適正な取引ということの本旨からすると望ましい。
- 今後は、ガイドラインの実効性をどう上げていくかというのがこれから課題になり、そのときに、下請法の対象と対象外ということの認識の周知がおそらく短期的な課題となると考える。
- 関係業界には今般の改訂ガイドラインの趣旨を十分に踏まえ、適正な取引の推進に取り組んでいただきたい。また、ブロードバンドやスマホの普及展開などが急速に進んでいるこの時代において、質の高いコンテンツの重要性というのはますます高まっているところ、良質なコンテンツの作成、流通の前提条件は、働く人々の労働条件及び事業者間の取引についての透明性と内容上の公平さにあると思われる。それらを踏まえ、良質なコンテンツの製作、流通を業界全体の発展につなげていただきたい。
- 各団体会員社にガイドライン改訂を周知徹底すべく、各団体において周知徹底に向けた取り組みを行っていただきたい。

(以上)